

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自國の平和と安全を維持し、その存立を金うするためには自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外國の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であつたとしても、その目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことを現実に抱こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を探ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないときには③必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考へるべきであると判断するに至つた。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的制御の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容されれる「武力の行使」を行うたために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることが明記することとする。

← 集団的自衛権行使の角新規変更の立法事実である「国民の生命等が根底から覆される」ことが現実に起こり得るかについては述べられていない。

資料(1)

7.1 閣議決定前

日米安全保障条約(主要規定の解説)

○第 3 条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力を整備するとの原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で 1948 年に決議されたアンデンバーク決議を背景とするものであり、NATO(北大西洋条約機構)その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自衛努力を行ない、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持つた國でなければならないということである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といつても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするため、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

第三条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

出典：平成 26 年 10 月 16 日参議院外交防衛委員会提出資料
平成 26 年 11 月 6 日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：外務省HP 資料より小西洋之著者作成
平成 26 年 5 月 12 日参議院外交防衛委員会 提出資料
平成 26 年 6 月 12 日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

7.1 閣議決定後

日米安全保障条約(主要規定の解説)

○第 3 条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするととの原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で 1948 年に決議されたアンデンバーク決議を背景とするものであり、NATO(北大西洋条約機構)その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自衛努力を行ない、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持つた國でなければならないということである。ただし、我が国の場合には、「相互援助」といつても、憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

【解説】

2014.7.1 閣議決定以降の外務省HP 上の解説では「集団的自衛権の行使を禁じている」との文言が削除されている。

資料(2)

平成 26 年 10 月 16 日参議院外交防衛委員会 提出資料
平成 26 年 6 月 12 日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

憲法9条解釈の政府見解等における文言の整理

(1) 昭和47年見解

■昭和47年10月14日内閣法制局 参議院決算委員会要求資料「集団的自衛権と憲法との関係」

(前略) 憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてはいるとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止(や)むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

(2) 平成16年答弁書

■島聰君提出 政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書(平成16年6月18日答弁第一一四号)

憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているよう見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見いだし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

■186-参-外交防衛委員会-17号 平成26年05月22日

○福山哲郎君 じゃ、次に文言について聞きます。実は、四十七年見解は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対してと言われています。五十六年見解は、我が国を防衛するため必要最小限度と、これはこういった短い表現になっていますが、十六年見解は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらさ

れるような場合と書いてありますが、この自衛権行使の要件の内容、表現は違いますが、これも同じ論理的な基準であると考えてよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君）　自衛権発動の第一要件といたしましては、我が国に対する武力攻撃の発生ということでございます。それが要件でございます。それぞれ見解において記述がござりますけれども、我が国に対する武力攻撃が発生した場合の言わば状況といいますか、補足的にどのような状況なのかということをそれぞれ説明したものと理解しておりますが、その意味で要件的には全く同じことを述べていると思います。

（3）7.1閣議決定の「新三要件」

■7.1閣議決定における「新三要件」該当部分

我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

（4）7.1閣議決定の「新三要件」趣旨答弁（平成26年7月14日）

■平成26年7月14日衆議院予算委員会（議事速報）

○横畠政府参考人　・・・新三要件は、昭和四十七年の政府見解における基本論理を維持し、その考え方を前提としたものであり、御指摘の「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という部分は、昭和四十七年の政府見解の「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくづがえされるという急迫、不正の事態」に対応するものでございます。

これまで、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、昭和四十七年の政府見解に言う「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくづがえされるという急迫、不正の事態」に当たると解してきたということを踏まえると、第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものと解されます。

いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

なお、「明白な危険」というのは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるというものであることと解されます。

憲法9条政府解釈に係る各文言の要件的同一性の整理

(1) 昭和47年見解

外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる

＝要件的に全く同一 (平成26年05月22日 答弁)

(2) 平成16年答弁書

外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされる

(3) 7.1閣議決定の「新三要件」

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される

＝要件的に全く同一？？

(2) 平成16年答弁書

外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされる

■ (3) ≠ (2) の場合は、各政府解釈の「各要件の関係」は以下(A)、(B)のどれか？

(A)

7.1閣議決定

(B)

平成16答弁書

平成16答弁書

7.1閣議決定

※平成26年10月16日対小西洋之議員答弁：「(7.1閣議決定の「新三要件」趣旨答弁(平成26年7月14)における「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶ」とは、)当然国民の生命が害されるという危険を含んでおります。」

(続き)

(3) 7.1閣議決定の「新三要件」

国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される

==

(4) 7.1閣議決定の「新三要件」趣旨答弁（平成26年7月14日）

国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶ

==

(4) 7.1閣議決定の「新三要件」趣旨答弁（平成26年7月14日）

国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性

7.1 閣議決定の「新三要件」趣旨答弁の「戦禍が及ぶ」の意味

(1) 昭和47年見解

■昭和47年10月14日内閣法制局 参議院決算委員会要求資料「集団的自衛権と憲法との関係」

(前略) しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてはいるとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止（や）むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。（以下、略）

(4) 7.1 閣議決定の「新三要件」趣旨答弁（平成26年7月14日）

■平成26年7月14日 衆議院予算委員会（議事速報）

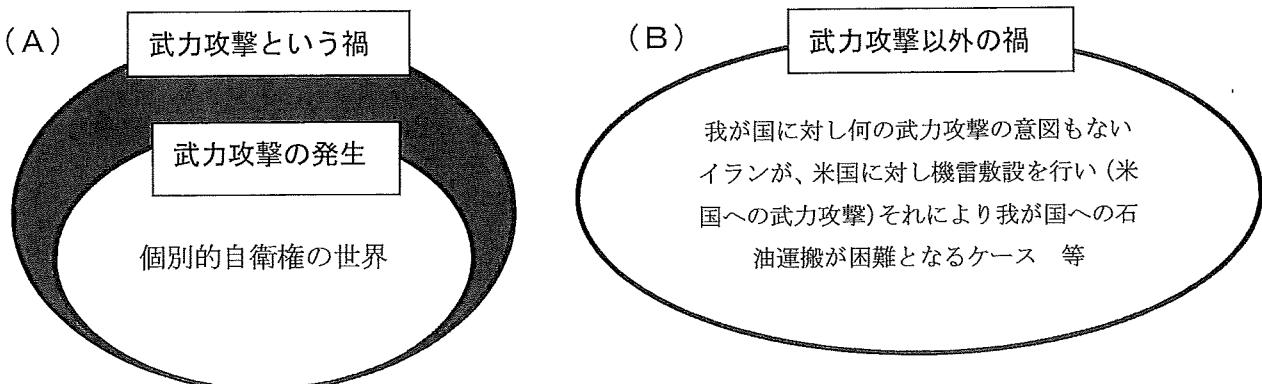
○横畠政府参考人（前略）これまで、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、昭和四十七年の政府見解に言う「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」に当たると解してきたということを踏まえると、第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものと解されます。

いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

なお、「明白な危険」というのは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるということと解されます。

※「戦禍が及ぶ」とは

- (A) 「我が国に向けられた武力攻撃という禍が及んでくること」のみを意味するのか？
 (B) 「我が国に向けられた武力攻撃以外の禍が及んでくること」も含むのか？



※「我が国が爆撃等の対象となるような場合以外も含まれ得る」（内閣法制局 11/4, 5 対小西議員レク）

※(A)の「塗りつぶし部分」は「我が国に対する武力攻撃が発生していない」状況であり、国際法上における集団的自衛権行使の違法性阻却の状況である。（なお、我が国に武力攻撃が発生していない状況で、武力作用を起因とする如何なる禍があり得るかは、9条解釈変更の「立法事実の有無」に係る問題である。）

【立法事実】 法律の必要性を根拠付ける社会的、経済的な事実。立法目的の合理性及びそれと密接に関連する立法の必要性を裏付ける事実のみでなく、立法目的を達成するための手段が合理的であることを基礎付ける事実も含まれる。

出典 有斐閣『法律用語辞典（第4版）』
編集執筆 法令用語研究会 代表 横畠裕介

「最高法規である憲法9条において集団的自衛権の行使を可能とする解釈変更の必要性を根拠付ける社会的事実。解釈変更の目的の合理性及びその必要性を裏付ける事実や、更に、集団的自衛権行使の手段としての合理性を基礎付ける事実。」

■集団的自衛権行使を許容する憲法9条解釈変更の「立法事実」

(1) 目的の合理性・必要性

これまでの歴代内閣が一貫してあり得ないとしてきた「我が国が武力攻撃を受けていないのに、生命が失われる日本国民」が存在すること

(2) 手段としての合理性

そうした生命が失われる日本国民を守るために、集団的自衛権の行使しか他に手段がないこと

■これら（1）、（2）は、以下の二つの次元で立証が必要な社会的事実である

(A) 「我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見える」という憲法9条の文理を乗り越えて、集団的自衛権行使を許容する憲法9条の解釈変更の必要不可欠性の根拠

(B) 集団的自衛権行使することにより生命が失われる自衛隊員その他の国民との関係において、このように国民の権利を制限し国民に義務を課す法律を具体的に整備するときの、その立法の合憲性の根拠

■内閣法制局設置法（昭和二十七年七月三十一日法律第二百五十二号）抜粋
(所掌事務)

第三条 内閣法制局は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。

三 法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。

【解説】この度の憲法解釈変更に際しての「意見」は第三号の法令意見事務である。また、「意見」を述べる前提で当然に法令解釈の是非について立法事実の有無やその適否を含めた徹底した検証・審査を行う。

■90-衆-法務委員会-2号 昭和54年12月11日

○味村政府委員 先ほども申し上げましたように、政治は憲法に従つてしなければならない。政治でもって憲法を改める、憲法に反する政治を行うということは許されないことは当然でございます。

したがいまして、仮に内閣において何らかのことを決するという場合におきましては、私たちも内閣法制局といたしましては、法律上の意見を内閣に申し上げるという立場から、違憲なことが行われることが絶対にないように、細心の注意を払つて御意見を申し上げておる次第でございまして、決して内閣は憲法に違反いたしました行為をしていいということではないわけでございます。たとえ最高裁判所が統治行為論をおとりになりまして、統治に関する基本的な行為については裁判権は及ばない、こういうふうにおっしゃったからといって、内閣といたしまして、では違憲なことをやってもいいのだというようなことで、そんなことを考えて内閣の決定を行つてはいる、内閣の行為をしているということは決してございません。

【解説】7.1 閣議決定は、これまで内閣法制局が「あり得ない」と言っていたことを、内閣として「実は、あり得る」と主張を変えることによって可能となっている。であるならば、内閣法制局として、これまでの自分達の認識と異なり本当にそうした立法事実が存在するのか、「細心の注意」以上の徹底した検証・審査を行う必要がある。(しかし、実際は「あり得る」という説明をただ受け入れて何の検証もしていない、と答弁しているのである。)

■島聰君提出 政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（平成16年6月18日答弁第一一四号）
・・・憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。これに対し、集団的自衛権とは、・・・我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもつて阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見いだし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

【解説】本答弁書は、7.1 閣議決定以前の第二次安倍内閣において、「憲法9条に関する解釈は従来のとおりである。」と国会答弁、質問主意書の政府答弁書等で必ず引用されていたものである。「国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり」とあり、他国に武力攻撃が発生している状況では国民の生命等が危険に直面することはないとの事実認識を明示している。

■高辻正巳「内閣法制局のあらまし」『時の法令』793号

・・・(小西洋之議員注：内閣法制局の行う) 法律上の意見の開陳は、法律的良心により是なりと信ずるところに従つてすべきであつて、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立つてその場をしのぐといふような無節操な態度ですべきではない。

憲法第 66 条 2 項「文民条項」の解釈変更例における「立法事実」の存在

立憲主義及び法の支配に立脚する日本国憲法のもと、内閣の行う憲法解釈の変更は必ずその必要不可欠性の根拠である社会的事実（立法事実）が存在しなければならない。また、その存在とその適否を検証し審査し、内閣が憲法遵守義務に絶対に違反することがないように意見を行うのが内閣法制局の法的責務である。

7.1 閣議決定以前に日本国憲法下での内閣による唯一の憲法解釈の変更例である第 66 条 2 項「文民条項」の際には、以下に見るように明確な立法事実が説明されている。

■島聰君提出 政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（平成 16 年 6 月 18 日答弁第一一四号）

…御指摘の「憲法の解釈・運用の変更」に当たり得るものと舉げれば、憲法第六十六条第二項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。すなわち、同項は、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」と定めているが、ここにいう「文民」については、その言葉の意味からすれば「武人」に対する語であって、「国の武力組織に職業上の地位を有しない者」を指すものと解されるところ、自衛隊が警察予備隊の後身である保安隊を改めて設けられたものであり、それまで、警察予備隊及び保安隊は警察機能を担う組織であって国の武力組織には当たらず、その隊員は文民に当たると解してきていたこと、現行憲法の下において認められる自衛隊は旧陸海軍の組織とは性格を異にすることなどから、当初は、自衛官は文民に当たると解していた。その後、自衛隊制度がある程度定着した状況の下で、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織である以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるというのは、国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐという憲法の精神からみて、好ましくないのではないかとの考え方方に立って、昭和四十年に、自衛官は文民に当たらないという見解を示したものである。

7.1 閣議決定以前の唯一の憲法解釈の変更例である第 66 条 2 項「文民条項」の説明である。

これは、第 66 条 2 項の「国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐ」との趣旨に照らして、「自衛隊員がその身分を保持したままに防衛庁長官になれるのか」という問題について、昭和 29 年に警察組織であった保安隊を改組し自衛隊が創設されて以降「自衛隊員は文民であって武人ではない」と解釈していたものを、自衛隊制度の定着と自衛隊の組織実態が武力組織というべきものへと発展しているという社会的事実たる立法事実の存在を認め、「自衛隊員は文民ではなく、武人（国の武力組織に職業上の地位を有する者）である」と解釈を改めたものである。

この答弁書においては、これまで文民であると考えられていた自衛隊員が、なぜ、憲法第 66 条 2 項の趣旨に照らして武人であると認識を改めることが必要かつ合理的であるかについて、具体的な説明がなされている。このように、憲法解釈を変更する際に、その必要性・合理性の根拠となる立法事実の存在とその適否を審査するのが内閣法制局の職務の最たるものである。このことは、「文民条項」の解釈変更に際し、当時の内閣法制局が防衛庁と十分な協議を行ったことを示す以下の昭和 40 年答弁でも示されている。

しかし、これまで（我が国に武力攻撃が発生した場合でない限り、国民の生命が奪われることは）「あり得ない」としていた社会的事実を（我が国に武力攻撃が発生していない場合であっても、国民の生命が奪われることが）「あり得る」とした 7.1 閣議決定においては、こうした審査を内閣法制局は何ら行っておらず、また、起案省庁である内閣官房国家安全保障局も立法事実に関する具体的な説明を行っていないのである（説明以前の立法事実

の有無等についての具体的な検討すら行っていない)。また、当然、その事前の自公与党協議においても立法事実について検討も確認もされていない(このことは、与党協議に提出された資料の内容からも明らかである)。

閣議決定の文理において、憲法解釈変更をするために最も根本的かつ重要な「立法事実」が明示されていない場合に、その欠缺を意見し修正させるのが内閣法制局の内閣法制局設置法上の任務である。

ましてや、「文民条項」とは全く比較にならないほどの国会等での議論の積み上げのある憲法9条、しかも、国家の究極の行為として国民の生命と尊厳に甚大な影響を及ぼす戦争行為そのものである集団的自衛権の行使を解禁するその解釈変更において、立法事実を確認していないのは意図的・恣意的な許されざるべき行為であると断ぜざるを得ない。(後に述べるように、解釈改憲以下の「クーデター改憲」である)

■48-衆-予算委員会-21号 昭和40年05月31日

○高辻政府委員 文民の解釈は、・・・旧職業軍人の経験を有する者であって軍国主義的思想に深く染まっている者でない者、そういうふうに言っておりました。これにつきましては、憲法制定当時に実は國の中に武力組織というものがなかったわけで、これを意義あるものとしてつかまえようとしますれば、どうしてもそういう解釈にならざるを得なかつた。・・・憲法制定当時からのそういう解釈の流れから申しまして、自衛官は文民なりという解釈にならざるを得なかつたのであります。・・・さてしかば、いまひるがえって考えてみます場合に、「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ。」という趣旨は、やはり国政が武斷政治におちいることのないようにという趣旨がその規定の根源に流れていることはもう申すまでもないと思います。したがって、その後自衛隊というものができまして、これまた憲法上の制約はございますが、やはりそれもまた武力組織であるという以上は、やはり憲法の趣旨をより以上徹して、文民というものは武力組織の中に職業上の地位を占めておらない者というふうに解するほうが、これは憲法の趣旨に一そう適合するんじゃないかという考えが当然出てまいります。

結論的に申しまして、・・・平和に徹すると總理がよくおっしゃいますそういう精神は日本国憲法の精神そのものでございますが、そのことから考えました場合に、自衛官はやはり制服のままで國務大臣になるというのは、これは憲法の精神から言うと好ましくないんではないか。さらに徹して言えば、自衛官は文民にあらずと解すべきだというふうに考えるわけでございます。この点は、実は法制局の見解として、佐藤内閣になってからでございますが、その検討をいたしまして、防衛庁その他とも十分の打ち合わせを遂げまして、そういう解釈に徹すべきであろうというのがただいまの私どもの結論でございます。

【解説】昭和40年に解釈変更をした際に、それを説明する内閣法制局長官の国会答弁である。

■高辻正巳「内閣法制局のあらまし」『時の法令』793号

・・・(小西洋之議員注: 内閣法制局の行う) 法律上の意見の開陳は、法律的良心により是なりと信ずるところに従ってすべきであって、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立ってその場をしのぐというような無節操な態度すべきではない。

「立法事実」と最高裁の薬事法距離制限違憲判決

■芦部信喜、高橋和之補訂『憲法 第5版』岩波書店、2013年

「憲法事件では、さらに、違憲か合憲かが争われる法律の立法目的および立法目的を達成する手段（規制手段）の合理性を裏づけ支える社会的・経済的・文化的な一般事実が、問題になる。法律が合憲であるためには、その法律の背後にあってそれを支えている右のような一般事実の存在と、その事実の妥当性が認められなければならない。この事実をアメリカ法にならって立法事実（legislative facts）と言う。」

立法事実を検証しないまま、ただ憲法と法律の条文だけを概念的に比較して違憲か合憲かを決める憲法判断の方法は、実態に適合しない形式的・観念的な説得力の弱い判決になる可能性がある。

この点で薬局距離制限を違憲とした最高裁判決が、それを合憲とする被告人の論旨を「単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とは認めがたい」と批判し、立法事実を踏まえた憲法判断を行っているのが、注目される。

※職業選択の自由に関する判例

(2)薬局距離制限事件 薬局の開設に適正配置を要求する旧薬事法六条二項および広島県条例の規制の合憲性が争われた事件。最高裁は、・・・③「薬局の開設の自由→薬局の偏在→競争激化→一部薬局の経営の不安定→不良医薬品の供給の危険性」という因果関係は、立法事実によって合理的に裏づけることはできないから、規制の必要性と合理性の存在は認められない・・・と論じて、適正配置規制を違憲とした（最大判昭和五〇年四月三〇日民集二九巻四号五七二頁）。

【解説】

「立法事実を検証しないまま、ただ憲法と法律の条文だけを概念的に比較して違憲か合憲かを決める憲法判断の方法」と同質の手法が、「立法事実を検証しないまま、従来の憲法9条解釈の基本論理にある文言と新三要件の文言だけを概念的に比較して違憲か合憲かを決めている7.1閣議決定の憲法判断の方法」である。

■野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利『憲法I 第5版』有斐閣、2012年

第16章 裁判所と憲法訴訟 II 違憲審査制と憲法訴訟

三 審査の方法と基準

(1) 審査の方法 ①立法事実の意義

・・・法令自体あるいはその適用の違憲が争われる憲法訴訟においては、そのような個別・具体的な事実のほかに、その立法事実、すなわち立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実の存否を確かめることが必要な場合が多い。立法者が立法をするにあたっては、それを必要とする社会的・経済的等の事実が当然認識されているはずであるが、立法者による立法事実の認識に誤りはないか、立法事実は裁判の時点でも存在しているか等の審査が必要とされるのである。そして法令の違憲審査は、通常は、立法者が設定した立法目的と、その立法目的を達成するために選択した手段の両面にわたって行われるが、検証された立法事実に照らしてそれら立法目的と手段選択は正当かつ相当といえるかどうかの判定がなされることによって、裁判官の臆断によらない、科学的な根拠に立った憲法判断が可能になり、判決に説得力がもたらされることになる。

薬事法距離制限条項違憲判決（最大判昭和五〇年四月三〇日民集二九巻四号五七二頁）

・・・最高裁は、本件審査において、立法事実論のアプローチを採用し、薬局開設の距離制限による地域的規制の立法事実とされる「[地域的規制が存在しない場合] 競争の激化→経営の不安定→法規違

反という因果関係に立つ不良医薬品の供給の危険が、薬局等の段階において、相当程度の規模で発生する可能性があるということは、単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とは認めがたい」とし、さらに、不良医薬品が出回る危険性は行政上の取締りの強化によっても十分に達成できるとして、当該規制を違憲とする判断を導き出している…

【解説】上記の二冊の文献は、我が国の法科大学院及び法学部で最も広く使用されている憲法学の基本書である。

■薬局距離制限 最高裁大法廷判決（昭和 50 年 4 月 30 日）判決文抜粋

四 適正配置規制の合憲性について。

(一) 薬局の開設等の許可条件として地域的な配置基準を定めた目的が前記三の（一）に述べたところにあるとすれば、それらの目的は、いずれも公共の福祉に合致するものであり、かつ、それ自体としては重要な公共の利益ということができるから、右の配置規制がこれらの目的のために必要かつ合理的であり、薬局等の業務執行に対する規制によるだけでは右の目的を達することができないとすれば、許可条件の一つとして地域的な適正配置基準を定めることは、憲法二二条一項に違反するものとはいえない。問題は、果たして、右のような必要性と合理性の存在を認めることができるかどうか、である。

(二) (2)

(口) ……このようにみると、競争の激化一経営の不安定一法規違反という因果関係に立つ不良医薬品の供給の危険が、薬局等の段階において、相当程度の規模で発生する可能性があることは、単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とは認めがたいといわなければならない。…

(ハ) 仮に右に述べたような危険発生の可能性を肯定するとしても、更にこれに対する行政上の監督体制の強化等の手段によつて有効にこれを防止することが不可能かどうかという問題がある。

…供給業務に対する規制や監督の励行等によつて防止しきれないような、専ら薬局等の経営不安定に由来する不良医薬品の供給の危険が相当程度において存すると断じるのは、合理性を欠くというべきである。…

(ヘ) 以上(口)から(ホ)までに述べたとおり、薬局等の設置場所の地域的制限の必要性と合理性を裏づける理由として被上告人の指摘する薬局等の偏在一競争激化一部薬局等の経営の不安定一不良医薬品の供給の危険又は医薬品乱用の助長の弊害という事由は、いずれもいまだそれによつて右の必要性と合理性を肯定するに足りず、また、これらの事由を総合しても右の結論を動かすものではない。

(3) …… 本件適正配置規制は、…全体としてその必要性と合理性を肯定しうるにはなお遠いものであり、この点に関する立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を超えるものであるといわなければならない。

五 結論

以上のとおり、薬局の開設等の許可基準の一つとして地域的制限を定めた薬事法六条二項、四項（これらを準用する同法二六条二項）は、不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものということができないから、憲法二二条一項に違反し、無効である。…よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇八条一号、三九六条、三八四条、九六条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

島聰君提出 政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書
(平成 16 年 6 月 18 日答弁第一一四号)

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。

仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわわかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。(以下、略)

■ 7.1 閣議決定における「平和主義」等の切り捨てという「論理のすり替え」

1972年政府見解	7.1 閣議決定
<p>(前略) 憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、<u>わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。</u></p> <p><u>しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止（や）むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。</u></p>	<p>(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が<u>自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されない。</u></p> <p>一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。</p> <p>これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば<u>基本的な論理</u>であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」（小西注：1972年政府見解）に明確に示されているところである。</p> <p>この<u>基本的な論理</u>は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。</p>

憲法前文の「平和主義」の意味

参議院議員福島みづほ君提出集団的自衛権並びにその行使に関する質問 答弁書
答弁書第六七号 内閣参質一八六第六七号 平成二十六年四月十八日

憲法の基本原則の一つである平和主義について、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がその立場に立つことを宣言したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

【解説】 第二次安倍内閣における答弁書である。以下の政府答弁に示すように、憲法前文の規定は、憲法の本則の個々の条文の解釈の指針としての意味（効力）がある。

■第131回国会参議院予算委員会－3号 平成06年10月18日

○政府委員（大出峻郎君・内閣法制局長官） 憲法前文は、その憲法制定の由来とか目的とか制定者の決意などを宣言するために個々の条文の前に置かれるものであります。そこでは憲法の基本原理などが述べられるのが通常であると思います。日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っているとするのが、これが学説における通説的な考え方であろうかと思います。政府といたしましても、従来からそのような理解をしてきておるところであります。

■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）前文

日本国民は、正に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

出典：平成26年10月16日参議院外交防衛委員会提出資料
平成26年11月6日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

憲法前文の平和主義「戦争の惨禍を再び許さないための国民主権原理」に係る政府
答弁

■186-参-決算委員会-7号 平成26年5月12日

○小西洋之君 ありがとうございました。

会計検査院は憲法上の独立の機関でございますので、もし行政府が憲法違反の支出をする場合は、その固有の憲法解釈により断固として国民のために検査をしていただきたいと思います。

では、その肝腎の憲法解釈について少し確認をさせていただきます。

内閣法制局に伺います。

今日、配付資料を二つお配りさせていただいておりますけれども、日本国憲法の前文という紙でございます。この前文でございますけれども、通告した三つのうちの二つをまずまとめて伺わせていただきます。

一つ目ですけれども、網掛けの「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」という文言は、日本国民として新憲法に国民主権主義を採用する理由、すなわち憲法制定の立法事実としてこれを位置付けているものと解してよろしいでしょうか。

また続けて、続く文章ですけれども、下線部分、「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。」という文言におけるこの「かかる原理」という言葉ですけれども、さきに申し上げました、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意した主権者である日本国民の憲法制定意思、すなわち平和主義に立脚する国民主権及び代議制の原理を意味するものと解してよろしいでしょうか。このかかる原理、ほかにも含まれる概念があるのでありましたら、具体的かつ網羅的に含めてお願ひいたします。

○政府参考人（近藤正春君） お答えいたします。

ただいま資料で御指摘されました日本国憲法の前文の部分につきましては、かつて昭和五十一年五月七日の参議院の予算委員会で当時の吉國內閣法制局長官が同じような箇所についての見解を求められておりまして、こここの趣旨につきましては、憲法制定の当時における考え方は、従来の、過去の戦争が国家機関の手によって行われ、その惨禍を日本国民がひとしく受けたというところに着目をいたしまして、どうしてもそういうことが起こることがないように、そこで国民主権ということを確立するということによって過去のそのような例が起こることがないようにするという固い決意を表明したものであるということが大方の憲法学者の解釈でございますというような答弁をしておりまして、御指摘のような理解、可能と思っております。

さらに、かかる原理というところでございますけれども、条文上を見ますと、かかる原理というのは、その前にございます「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」という部分を受けているということでございます。したがって、基本的にはそこの、日本国憲法は、その後、「この憲法は、かかる原理に基くものである。」というような形で、日本国憲法が国家意思を最終的に決定する主権が国民にあるという国民主権の原理でございますとか間接民主制を採用しているということを明らかにしているというふうに理解しております。

7.1 閣議決定と「平和主義」「専守防衛」「立憲主義」との関係についての政府答弁

平成 26 年 7 月 14 日 衆議院予算委員会速記録（議事速報）

○横畠政府参考人 今般の閣議決定は、平和主義を具体化した規定でございます憲法第九条のもとでも、極限的な場合に限っては例外的に自衛のための武力の行使が許されるという、先ほど御紹介もございました昭和四十七年の政府見解の基本論理を維持し、その考え方を前提としたものでございます。その意味で、これまでの憲法第九条をめぐる議論と整合する合理的な解釈の範囲内のものであり、憲法の基本原則である平和主義をいささかも変更するものではないと考えております。その意味で、昭和四十七年の政府見解の基本論理を維持し、今回の閣議決定に至ったわけでございますけれども、そこで示されました新三要件を超える、それに該当しないような武力の行使につきましては、現行の憲法第九条の解釈によってはこれを行使するということを認めることは困難であると考えておりますし、そこに及ぶ場合には憲法改正が必要であろうと考えております。

平成 26 年 7 月 14 日 衆議院予算委員会速記録（議事速報）

○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定においても、憲法第九条のもとで許容されるものは、あくまでも国民の命と平和な暮らしを守るために、必要最小限度の自衛の措置としての武力行使のみであります。したがって、我が国または我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃の発生がまず大前提であります。また、他国を防衛すること自体を目的とするものではありません。このように、引き続き、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢であることに変わりはないわけでありまして、政府として、我が国の防衛の基本的な方針として、専守防衛を維持していくことに変わりはありません。また、海外派兵は一般に許されないという従来からの原則も全く変わりはありません。自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してないということは断言しておきたいと思います。

平成 25 年度版 防衛白書

第Ⅱ部 わが国の防衛政策と日米安保体制

2 その他の基本政策

1 専守防衛

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

平成 26 年 7 月 14 日 衆議院予算委員会速記録（議事速報）

○安倍内閣総理大臣 ・・・立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づいて、憲法において国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本的な考え方であります。今回の閣議決定は、憲法の規範性を何ら変更するものではありません。これまでの政府見解の基本的な論理の枠内における合理的な當てはめの結果であります。したがって、委員御指摘のとおり、今回の閣議決定は何ら立憲主義に反するものではないということは申し上げておきたいと思います。

出典：平成 26 年 10 月 16 日参議院外交防衛委員会提出資料
平成 26 年 11 月 6 日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

自衛隊の職務の宣誓

宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に闘争せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓します。

資料(16)

日本国憲法の改正手続に關する法律の一項を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月十一日

参議院憲法審査会

- I、本法律の施行に當たり、憲法審査会においては、主権者たる國民がその意願に基づき憲法において國家権力の行使の在り方について定め、これにより國民の基本的人権を保障するから日本国憲法を始めとする近代憲法の基本となる考え方である立憲主義に基づいて、徹底的に審議を尽くす。
- II、本法律の施行に當たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める國民主権、基本的人権の尊重及び恒久和平主義の基本原理に基づいて、徹底的に審議を尽くす。
- III、本法律の施行に當たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める憲法の最高法規性並びに國民主権及び直接民主制の趣旨にのぞり、立憲精神にのぞて可能とするところがわかるかからかにして、徹底的に審議を尽くす。
- 四、本法律の施行に當たり、政府においては、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立憲者の意図や立憲の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の適合性を保つとともにも留極めて論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法

平成 26 年 10 月 16 日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之
出典：平成 26 年 6 月 11 日 参議院憲法審査会「日本国憲法の改正手続に關する法律案に対する附帯決議」
より小西洋之事務所作成

- の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な因果の結果として示されたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべしといはざれども、なぜ、論理のどちらか若しくは一方を離れて政府が自由に当該解釈を変更するといふがやむから問題のゆゑではなく、仮に政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するからといふをやむをえずれば、政府の解釈ひいては憲法規範そのものに対する國民の信頼が損なわれかねず、このあたりを前提に検討を行つた結果、従前の解釈を変更するといふが至難であるとの指摘が得られた場合には、これを変更するといふが得られぬからかのではないが、いずれにせよ、その場合については、個別的、具体的に検討せらるべきものであると政府自身も憲法の解釈の変更に關する議論で明らかにしてゐるといふのであり、それを十分に斟酌せり。
- 五、本法律の施行に當たり、政府においては、前項に基づき、解釈に當たりては、立憲主義及び國民主権の原理に基づき、憲法規範そのものを有する國民の信頼を保持し、かつ、日本国憲法を國の最高法規とする法律秩序の維持のために、取り組む。
- 六、本法律の施行に當たりては、憲法の最高法規性及び國民代表機關たる国会の國權の最高機關としての地位に鑑み、政府においては、憲法の解釈を変更し得とするときは、当該解釈の変更の際及び第四項における政府の憲法解釈の考え方による原則との適合性について、国会での審議を十分に斟酌せり。

「自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議」

1954年6月2日参議院本会議

「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の第一章と、わが国
国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを
行わないことを、茲に更めて確認する。右決議する。」

出典：平成 26 年 10 月 16 日参議院外交防衛委員会提出資料
平成 26 年 11 月 6 日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

資料(17)

第163回閉会イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する
特別委員会平成17年12月12日における安倍晋三國務大臣答弁

○国務大臣（安倍晋三君） ……基本的にそのときの恐らく
院の意思としては、海外に派遣をして、そしてこの自衛隊が
言わば武力行使をするということを念頭に置いているのではないかと、このように思います。

出典：1954年6月2日参議院本会議における自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議・第163回参イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会平成17年12月12日における安倍晋三大臣答弁より小西洋之

平成26年3月12日参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日 会議録〔抜粋〕

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。先ず決議案文を朗読いたします。

自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議

〔 本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。 〕
右決議する。

・・・何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であったかということは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思うのであります。自衛とは、我が国が不當に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が國土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。幸い我が国は島国でありますから、國土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないことでなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮屈であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないであります。外国においては、過去の日本の影像が深く滲み込んでいるために、今日の日本の戦闘力を過大評価して、これを恐るる向きもあり、又反対に、これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思うのであります。さような場合に、条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うのであります。

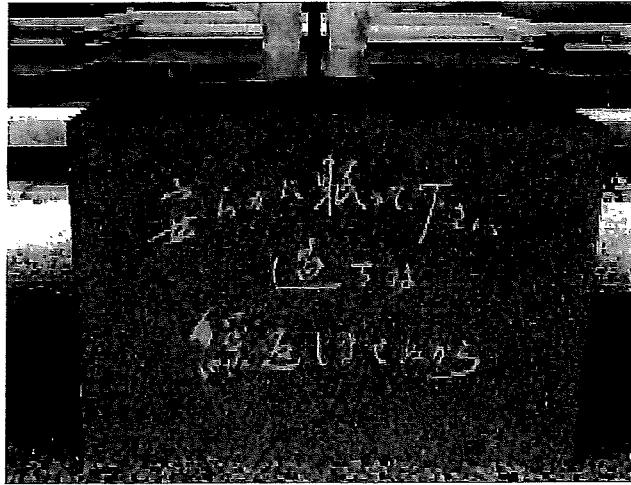
何とぞ満場の御賛同によつて、本決議案の可決せられんことを願う次第であります。

出典：第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日会議録より小西洋之事務所作成
平成26年3月12日参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

原爆死没者慰靈碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」と刻まれていますが、どういう意味ですか？(FAQID-5801)

原爆死没者慰靈碑(公式名は広島平和都市記念碑)は、ここに眠る人々の靈を雨露から守りたいという気持ちから、埴輪(はにわ)の家型に設計されました。中央には原爆死没者名簿を納めた石棺が置かれており、石棺の正面には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」と刻まれています。この碑文の趣旨は、原子爆弾の犠牲者は、単に一国一民族の犠牲者ではなく、人類全体の平和のいしづえとなって祀られており、その原爆の犠牲者に対して反核の平和を誓うのは、全世界の人々でなくてはならないというものです。

広島市は、この碑文の趣旨を正確に伝えるため、昭和58年(1983年)に慰靈碑の説明板(日・英)を設置しました。その後、平成20年(2008年)にG8下院議長会議の広島開催を機に多言語(フランス語、ドイツ語、ロシア語、イタリア語、中国語(簡体字)、ハングルを追加)での新たな説明板を設置しました。その全文は次のとおりです。



広島平和都市記念碑
(原爆死没者慰靈碑)

昭和27年8月6日設立

資料(19)

この碑は 昭和20年8月6日 世界最初の原子爆弾によって壊滅した広島市を 平和都市として再建することを念願して設立したものである

碑文は すべての人びとが 原爆犠牲者の冥福を祈り 戦争という過ちを再び繰り返さないことを誓う言葉である 過去の悲しみに耐え 憎しみを乗り越えて 全人類の共存と繁栄を願い 真の世界平和の実現を祈念するヒロシマの心が ここに刻まれている

中央の石室には 原爆死没者名簿が納められており この碑は また 原爆慰靈碑とも呼ばれている

出典：広島市 HP より小西洋之事務所作成

平成 26 年 5 月 12 日参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：平成 26 年 10 月 16 日参議院外交防衛委員会提出資料

平成 26 年 11 月 6 日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之